

建築・設備設計監理業務委託料算定基準等の運用（新旧対照表）

改正（新）	旧
<p>(運用の 9 ページ)</p> <p>5.【端数処理】 設計監理業務委託料算定に係る数量又は金額の端数は、次の（１）（２）の規定による。</p> <p>（１）委託料算定設計書に係る数量</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 端数処理は、四捨五入とする。 ロ) 表により算出するものについては、表による。(注意書きを含む。) ハ) 図面枚数は、0.5 枚単位とする。 <p>（二）図面 1 枚当たりの所要工数は、小数点以下第 1 位とする。 所要工数の総計は、建築と設備の小計毎に整数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ホ) 業務人・時間数は整数とする。 ヘ) 業界人・日数は整数とする。 <p>（２）委託料算定設計書に係る金額</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) <u>資材単価・材工共単価の端数処理については、設計資材単価等決定基準による。</u> ロ) <u>金額の端数処理は、業務価格の合計の額を千円未満切捨てとする。</u> <p>(運用の 15 ページ)</p> <p>附則 本運用は令和元年 10 月 1 日以降起工するものより適用する。 <u>本運用は令和 2 年 4 月 8 日以降起工するものより適用する。</u></p>	<p>5.【端数処理】 設計監理業務委託料算定に係る数量又は金額の端数は、次の（１）（２）の規定による。</p> <p>（１）委託料算定設計書に係る数量</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 端数処理は、四捨五入とする。 ロ) 表により算出するものについては、表による。(注意書きを含む。) ハ) 図面枚数は、0.5 枚単位とする。 <p>（二）図面 1 枚当たりの所要工数は、小数点以下第 1 位とする。 所要工数の総計は、建築と設備の小計毎に整数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ホ) 業務人・時間数は整数とする。 ヘ) 業界人・日数は整数とする。 <p>（２）委託料算定設計書に係る金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ロ) <u>金額の端数処理は、建築関係工事積算基準に準ずる。</u> <p>附則 本運用は令和元年 10 月 1 日以降起工するものより適用する。</p> <hr/>